

現行	改定後
<p style="text-align: center;">Bank Pay 取引規定 <u>(改定 2023 年 4 月 19 日)</u></p>	<p style="text-align: center;">Bank Pay 取引規定 <u>(改定 2026 年 4 月 30 日)</u></p>
<p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p style="text-align: center;">～省略～</p>
<p>6. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)</p> <p>(1) 利用者アプリ等の利用に当たっては、当該利用者アプリ等所定の利用規約を遵守するとともに、他人により不正にアクセスされないように利用者アプリを管理してください。特に、パスワード等については、他人に使用されないよう管理するとともに、パスワード等に、氏名、住所、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号や文字列を使用しないでください。</p> <p>(2) パスワード等の偽造、盗難、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリ等の提供者または当行に通知してください。<u>この通知を受けたときは、当行所定の方法により登録預金口座を用いた Bank Pay 取引の取り扱いを停止する措置を講じます。</u></p> <p>(3) 前条第 1 項および第 2 項の場合のほか、利用者アプリ等所定の操作に際して本人認証が要求され、これに応じた本人認証を経た結果、当該利用者アプリ等において当該操作が実行された場合には、当該操作は利用者本人によるものとみなします。当該操作が第三者による不正な操作であり、それによって利用者が損害を被った場合であっても、当行は、この規定に別に定める場合を除き、一切の責任を負いません。</p>	<p>6. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)</p> <p>(1) 利用者アプリ等の利用に当たっては、当該利用者アプリ等所定の利用規約を遵守するとともに、他人により不正にアクセスされないように利用者アプリを管理してください。特に、パスワード等については、他人に使用されないよう管理するとともに、パスワード等に、氏名、住所、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号や文字列を使用しないでください。</p> <p>(2) パスワード等の偽造、盗難、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリ等の提供者または当行に通知し、<u>利用者アプリ等を用いた Bank Pay 取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。</u></p> <p>(3) 前条第 1 項および第 2 項の場合のほか、利用者アプリ等所定の操作に際して本人認証が要求され、これに応じた本人認証を経た結果、当該利用者アプリ等において当該操作が実行された場合には、当該操作は利用者本人によるものとみなします。当該操作が第三者による不正な操作であり、それによって利用者が損害を被った場合であっても、当行は、この規定に別に定める場合を除き、一切の責任を負いません。</p>
<p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p style="text-align: center;">～省略～</p>

現行	改定後
<p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下「盗難等」といいます。）にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引（以下「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 利用者端末の盗難等に気付いたとき(利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあつては、不正利用されたことに気づいたとき)に、直ちに当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を超えた日数)前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があつた日(当該盗難等があつた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日)から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものと</p>	<p>9. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>(1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下「盗難等」といいます。）にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引（以下「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 利用者端末の盗難等に気付いたとき(利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあつては、不正利用されたことに気づいたとき)に、直ちに当行への通知が行われていること</p> <p>② 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を超えた日数)前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があつた日(当該盗難等があつた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日)から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものと</p>

現行	改定後
<p>します。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。</p> <p>① 当該Bank Pay取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</p> <p>イ 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合</p> <p>ウ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して利用者端末の盗難等にあった場合</p> <p>(5) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>	<p>します。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。</p> <p>① 当該Bank Pay取引が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合</p> <p>イ 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合</p> <p>ウ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して利用者端末の盗難等にあった場合</p> <p>(5) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p>
<p>12. (Bank Pay取引の取扱停止等)</p> <p>(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay取引の取り扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。</p> <p>(2) 当行は、Bank Pay取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行またはBank Pay取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay取引の一部または全部の取り扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当行ホームページ等で公表するものとします。</p> <p>(3) 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。</p>	<p>12. (Bank Pay取引の取扱停止等)</p> <p>(1) 当行は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者に通知することなく、Bank Pay取引の取り扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。</p> <p>(2) 当行は、Bank Pay取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当行またはBank Pay取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay取引の一部または全部の取り扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当行ホームページ等で公表するものとします。</p> <p>(3) 当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。</p>

現行	改定後
<p>① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき</p> <p>② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき</p> <p>③ 差押、破産、民事再生申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>④ 利用者が換金目的で Bank Pay 取引を利用したとき</p> <p>⑤ 利用者が Bank Pay 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき</p> <p>⑥ その他、利用者による Bank Pay 取引の利用状況が適当でないと当行が判断したとき</p> <p>(4) 当行は、前三項に基づく Bank Pay 取引の取り扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき</p> <p>② 利用者が利用者アプリの利用に際して当行に虚偽の情報を提供したとき</p> <p>③ 差押、破産<u>手続開始</u>、民事再生<u>手続開始</u>の申し立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき</p> <p>④ 利用者が換金目的で Bank Pay 取引を利用したとき</p> <p>⑤ 利用者が Bank Pay 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき</p> <p>⑥ その他、利用者による Bank Pay 取引の利用状況が適当でないと当行が判断したとき</p> <p>(4) 当行は、前三項に基づく Bank Pay 取引の取り扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する<u>個人間の</u>少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>(追加)</p>	<p>第2章 Bank Pay ことら送金</p> <p>13. (適用範囲)</p> <p>本章の規定は、当行が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。<u>なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第25条の定めが本章の他の定め</u>に優先して適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>25. (特定用途送金に関する留意事項)</p> <p>(1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取</p>

現行	改定後
<p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第3章 その他</p> <p>25. (反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。</p> <p>① 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約することとします。</p>	<p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>第3章 その他</p> <p>26. (反社会的勢力の排除)</p> <p>(1) お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。</p> <p>① 自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約することとします。</p> <p><u>引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行う送金サービス(対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします)を指します。</u></p> <p><u>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ(「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金)を確認してください。</u></p>

現行	改定後
<p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 当行は、お客さまが暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、お客さまに何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(4) 前項に基づき本契約が解除された場合、お客さまは、これによって自らに生じた損害について当行に賠償を請求できず、また、当行に生じた損害を賠償しなければなりません。</p>	<p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 当行は、お客さまが暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、お客さまに何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとします。</p> <p>(4) 前項に基づき本契約が解除された場合、お客さまは、これによって自らに生じた損害について当行に賠償を請求できず、また、当行に生じた損害を賠償しなければなりません。</p>
<p>26. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>この規定に基づく当行のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p>	<p>27. (譲渡・質入れの禁止)</p> <p>この規定に基づく当行のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p>
<p>27. (規定の変更)</p> <p>当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>	<p>28. (規定の変更)</p> <p>当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当行所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>